

夕張市雇用対策等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、夕張市（以下、「市」という。）内で事業を営む者が、市内の事業所において雇用維持又は人材確保を図るための取組を行う場合の費用の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 雇用維持 市内で事業を営む者が、休憩施設の設置などの就業環境整備や勤続手当の支給など、継続して働きやすい職場づくりを行うことにより、市内の事業所における雇用者の離職防止を図ることをいう。
- (2) 人材確保 市内で事業を営む者が、求人広告の掲載や就職面接会への参加などの求人活動、就職時の市内への転居費用を負担する手当などの支給により、市内の事業所への就業を図ることをいう。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、雇用維持又は人材確保の取組を行う者のうち、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 市内に事業所を設置している者
 - (2) 市税を滞納していない者
 - (3) 第7条に定める交付申請の提出日の前日から3月前の日から、第14条に定める交付請求を行った日の前日までの間に、事業主都合で雇用者を解雇（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は雇用者の責に帰すべき事由に基づいて解雇した場合を除く。）していない者。
- 2 前項に該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付対象者から除く。
- (1) 当該事業について、市、国、北海道又は各種団体等から補助金等の交付を受けている者
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく届出を要する事業を営む者
 - (3) 夕張市暴力団排除条例（平成24年条例第12号）第2条第2号から第4号に規定する者
 - (4) その他市長が適切でない判断する事業を実施するとき。

(補助事業の実施期間)

第4条 補助対象経費に係る事業（以下「補助事業」という。）の期間は、交付決定日以後、当該日の属する年度の末日までとする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、雇用維持又は人材確保のために必要な次に掲げる経費とする。ただし、いずれの経費にも、消費税及び地方消費税は含まないものとする。

- (1) 就業環境を改善するための用に供する土地、建物、設備又は備品の購入費
- (2) 就業環境を改善するための建物又は設備の改修に要する経費
- (3) 求人広告の掲載や就職説明会への参加などの求人活動に要する経費
- (4) 雇用維持又は人材確保のために、雇用者に対し支給する手当等に要する経費
- (5) その他市長が適当と認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、30万円を上限とする。なお、第2条第1号で定める雇用維持及び同条第2号

で定める人材確保の取組をいずれも実施する場合の補助金の額は、それぞれ30万円を上限とし、合わせて50万円を上限とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、夕張市雇用対策等事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業計画書に係る資料及び経費の積算根拠資料等
- (3) 市税の納付状況を証する書類又は市税納付状況について照会することについての同意書
- (4) 第3条第2項第1号から第3号の規定に該当しないことの誓約書
- (5) その他市長が特に必要と認める書類

(補助事業の着手時期)

第8条 補助事業の着手時期は、次条の規定による交付決定のあった日以後でなければならない。ただし、市長が補助事業の性格上又はやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(交付決定)

第9条 市長は、第7条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて有識者等の意見を聴取した上で、適当と認めるときは、夕張市雇用対策等支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）、適当と認めないときは夕張市雇用対策等支援事業補助金却下通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第10条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）が、補助金に係る事業の内容について、計画変更又は中止する場合は、あらかじめ夕張市雇用対策等支援事業補助金に係る事業（計画変更、中止）承認申請書（様式第4号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業目的に影響を及ぼさず、かつ事業費の減少が20%未満である軽微な変更についてはこの限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、夕張市雇用対策等支援事業補助金に係る事業（計画変更、中止）承認通知書（様式第5号）、適当と認めないときは夕張市雇用対策等支援事業補助金に係る事業（計画変更、中止）不承認通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の調査等)

第11条 市長は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は職員が現場に立ち入り、帳簿書類、その他の物件を検査させ、若しくは補助事業関係者に質問させることができるものとする。

2 市長は、前項の調査により、この要綱に適合しない事実が明らかになった場合には、補助事業者に対して、適合させるための措置を執ることを命ずることができるものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、夕張市雇用対策等支援事業補助金実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 支払を証する書類の写し
- (3) 建物又は設備の改修を行った場合は実施前後の写真

(4) その他市長が特に必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認める場合は、補助金の額を確定し、夕張市雇用対策等支援事業補助金交付確定通知書(様式第8号)により、補助事業者に通知するものとする。

(交付請求等)

第14条 前条の規定により、補助金の確定通知を受けた補助事業者は、速やかに夕張市雇用対策等支援事業補助金交付請求書(様式第9号)により、市長に補助金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を適当と認めるときは、補助事業者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、第10条の規定による補助事業の中止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができるものとする。

(1) 補助事業者がこの要綱又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

(4) その他交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) その他市長が交付決定を取消すことが適当と認める場合

2 市長は、前項の規定により交付決定を取消したときは、夕張市雇用対策等支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、夕張市雇用対策等支援事業補助金返還命令通知書(様式第11号)により、補助事業者に返還を命ずるものとする。

(補助金に係る経理)

第17条 補助事業者は、補助金に係る収支を明確にした書類等を作成し、事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(協力)

第18条 補助事業者は、市長がその成果の発表及び普及を図るときは、これに協力しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月17日から施行する。